

国民健康保険税のお知らせ

平成25年度の国民健康保険税の納税通知書と納付書を7月16日(火)に発送します。そこで、本年度の国民健康保険税の年税額と納期などについてお知らせします。

国民健康保険税の納付

◆ 納税義務者

国民健康保険税の納税義務者は世帯主です。世帯主が他の健康保険に加入されていても、世帯の中に国民健康保険に加入されている方がいれば、世帯主あてに納税通知書を送付します。

◆ 納 期

平成25年度 国民健康保険税の納期日一覧

	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
① 普通徴収 (納期限)	1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期
	7/31	9/2	9/30	10/31	12/2	1/6	1/31	2/28	3/31
② 特別徴収 (振替日)		3期		4期		5期		6期	
		8/15		10/15		12/13		2/14	

※口座振替の方は、納期限の日に口座から引き落とします。

※年度途中で普通徴収から特別徴収へ、特別徴収から普通徴収へ変わる場合があります。(この場合はあらかじめお知らせします。年税額は変わりません。)

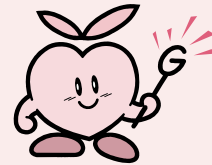
◆ 納付方法

国民健康保険税の納付は、次の2つの方法があります。

- ① 普通徴収…口座振替または納付書による支払い
- ② 特別徴収…年金からの支払い

◆ 口座振替

口座振替納付は、納期限日に預貯金口座から自動的に納税する方法です。滞納することなく口座振替を継続されている方は、65歳に到達しても特別徴収へ移行されることはありません。



国民健康保険税の年税額

◆ 保険税の税率

国民健康保険税は、表①～④の税額のうち、対象となる区分の額を合計したものが年税額となります。(40～64歳の方は、介護分を加算)

今年度の各税率は前年度から変更ありません。年度途中で加入、喪失された方は、加入月数に応じた月割り課税となります。そのため、5～6月に国保を喪失した場合でも、加入月数分の国保税が課税されます。

◆ 軽減・減免制度について

低所得者世帯は、あらかじめ均等割額・平等割額を減額して課税します。ただし、この減額を受けるには、世帯主および世帯の国民健康保険加入者全員の所得の申告がされていなければなりません。また、災害・疾病・失業(自己都合ではない退職)・事業の廃止などにより保険税の納付が困難になった場合、申請により減免を受けられることがあります。

平成25年度 国民健康保険税の税率一覧表

区 分	医療分	後期高齢者支援分	介護分
	加入者全員	加入者全員	40～64歳の方
① 所得割額	課税所得額×4.85%	課税所得額×1.85%	課税所得額×2.1%
② 資産割額	固定資産税額×19.5%	固定資産税額×3.0%	固定資産税額×4.0%
③ 均等割額	被保険者数×22,600円	被保険者数×7,000円	被保険者数×9,800円
④ 平等割額	1世帯あたり22,700円	1世帯あたり7,000円	1世帯あたり7,800円
課税限度額	510,000円	140,000円	120,000円